

## 明石市物品・サービス電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、明石市が物品・サービス電子入札システムを用いて行う入札（随意契約による場合も含む。以下同じ。）に関連する事務を円滑に行うための取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。なお、明石市の物品・サービス電子入札に参加するには、「明石市物品・サービス電子入札運用基準」の内容について同意することが必要である。また、明石市の物品・サービス電子入札に参加した者は、「明石市物品・サービス電子入札運用基準」の内容に同意したものとする。

(定義)

第2条 この運用基準において用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 物品・サービス電子入札システム

明石市の物品購入及び売払いにかかる発注並びにサービス（業務委託）の発注にかかる入札事務を処理する情報処理システムをいい、電子入札システムと入札情報サービスで構成される。

(2) 電子入札

物品・サービス電子入札システムにおいて、電磁的記録の送受信により行う入札をいう。

(3) 紙入札

紙に記載した入札書を使用して行う入札をいう。

(4) ユーザID

物品・サービス電子入札システムを利用するために明石市より交付されるユーザIDをいう。

(5) 初期パスワード

物品・サービス電子入札システムを利用するために明石市より交付される初期パスワードをいう。

(6) パスワード

明石市より交付されたユーザID及び初期パスワードにより入札情報サービスにログインし、変更した後のパスワードをいう。

(7) 電子くじ

入札参加者が任意に入力した数値を基に、演算式により物品・サービス電子入札システムでくじ引きを行い、落札者等を決定する仕組みをいう。

(8) オープンカウンター方式による見積合せ

物品購入に係る随意契約において見積書徴取の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者と契約を締結する方式をいう。

(物品・サービス電子入札システム利用時間)

第3条 入札参加者が物品・サービス電子入札システムを利用できる日時は、明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く、午前8時30分から午後8時までとする。ただし、上記の時間内であっても保守・点検を行う場合は、物品・サービス電子入札システムを停止することがある。

(対象案件)

第4条 物品・サービス電子入札の対象となる案件（以下「案件」という。）は、明石市が入札方法を電子入札とすることを決定したものとす。

(物品・サービス電子入札システムを利用できる者)

第5条 明石市入札参加資格者名簿に登録のある者に対し、ユーザID及び初期パスワードを交付す。本運用基準に同意し、交付されたユーザID及び初期パスワードを用いて物品・サービス電子入札システム利用者登録を完了した者について利用を認めるものとす。

(利用者登録について)

第6条 物品・サービス電子入札システムを利用しようとする者はユーザID及び初期パスワードを用いて物品・サービス電子入札システムへ利用者登録を行わなければならない。

(連絡事項)

第7条 別に定める場合を除き、物品・サービス電子入札の手続に関する情報の提供を行う必要があるときは、入札情報サービス等で提供するものとす。

2 入札参加希望者又は入札参加者が前項の情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議を一切認めないものとす。

(ユーザID、初期パスワード及びパスワードの管理)

第8条 利用者は交付されたユーザID及び初期パスワードを自己の責任において確実に管理しなければならない。また、ユーザID、初期パスワード及びパスワードを第三者に貸与、譲渡してはならない。

2 入札参加者がユーザID、初期パスワード及びパスワードを不正に使用した場合は、当該入札参加者の行った物品・サービス電子入札は、無効とする。

3 明石市は、明石市の故意または重過失による場合を除き、利用者がユーザID、初期パスワード及びパスワードの不正利用等に被った損害を賠償する責を負わない。

4 電子入札システム及び入札情報サービスにおいてログイン時にユーザID、初期パスワード及びパスワードを3回連続で間違えた場合はロックがかかる。この場合、『明石市物品・サービス電子入札システム アカウントロック解除等申請書(様式1)』を明石市へ提出しアカウントロックの解除等を申請することとする。なお、明石市はパスワードを初期化する前に、申請の真正性を確保するために申請内容について電話等により確認を行うこととする。

また、初期ログイン情報通知書を紛失した等の理由によりユーザID及び初期パスワードが不明となった場合は、『明石市物品・サービス電子入札システム アカウントロック解除等申請書(様式1)』を明石市へ提出しユーザID及び初期パスワードの再発行を受けることとする。

(予定価格等)

第9条 公表する予定価格、最低制限価格は、消費税及び地方消費税を除く金額とする。

(案件登録)

第10条 次に掲げる事項を物品・サービス電子入札システムに登録するものとす。

(1) 案件の概要

(2) 入札の期間その他物品・サービス電子入札の実施に係る期間、日時等

(錯誤等による内容変更及び入札の中止)

第11条 物品・サービス電子入札案件の公告後、案件情報の内容に錯誤等が認められた場合は、速や

かに案件の再登録を行うか又は入札を中止することとし、入札参加者に対して、速やかに明石市ホームページ等でその旨を周知する。

2 開札予定日時を延期する必要があるときは、入札参加者に対して、速やかに明石市ホームページ等でその旨を周知する。

3 前2項に規定する場合において、入札参加者の入札に要した費用等の負担は全て入札参加者が負うものとし、市への損害等の請求は一切認められない。

(仕様書等に対する質疑及び回答)

第12条 仕様書に対する質疑及び回答は入札情報サービスにて行うものとする。

(競争参加資格確認申請書、入札書及び内訳書等の提出)

第13条 物品・サービス電子入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書(電子)に必要な書類を添付し、入札参加申請締切日時までに提出しなければならない。なお、オープンカウンター方式による見積合せの案件は競争参加資格確認申請書の提出は不要とする。また、入札書及び内訳書等(内訳書等の提出を求められている場合)については、入札書提出締切日時までに提出を行わなければならない。

(紙入札への変更)

第14条 物品・サービス電子入札システムに生じた障害、天災、広域的停電等のために物品・サービス電子入札システムを使用することができないときは、入札方法を物品・サービス電子入札から紙入札へ変更することがある。

(電子ファイルの作成基準)

第15条 電子ファイルでの提出を求める添付書類等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないものとする。

(1) 形式については下記のとおりとする。

ア Microsoft Word 2016以降形式(.docx)

イ Microsoft Excel Excel 2013以降形式(.xlsx)

ウ その他のアプリケーション PDF形式(Acrobat5.0以降)(.pdf)、JPEG及びGIF形式

(2) 圧縮方法の指定

圧縮ファイルを利用する場合における圧縮形式は、ZIP形式に限るものとする。この場合において、パスワード付きの形式及び自己解凍方式は、使用しないものとする。

(3) 持参を認める基準

添付書類の容量が3MBを超える場合には、原則として持参により提出するものとする。

(ウイルス対策)

第16条 電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は次の各号のとおり対策を講じるものとする。

(1) 入札参加者から提出された添付書類がウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

(2) 電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウイルス駆除が行われると判断される場合に限り認めるものとする。

(紙入札を認める場合)

第17条 物品・サービス電子入札に対して、例外的に紙入札により参加ができる場合は以下の場合とする。紙により入札参加をしようとするものは、あらかじめ「明石市物品・サービス電子入札システムに係る紙入札参加承諾願(様式2)」を財務室契約担当に提出し、承諾を得なければならない。なお、ユーザID、初期パスワード及びパスワードの紛失等の入札参加者の責による場合は紙入札を認めない。

- (1) 入札参加者側のシステム障害等により、物品・サービス電子入札の続行が不可能と認められる場合
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定の適用を受ける調達案件に係る入札である場合
- (3) 前号の場合のほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があると認められ、かつ入札手続に支障がない場合

(紙入札の取扱い)

第18条 物品・サービス電子入札案件において、紙入札により参加する場合、紙入札承諾書により次の各号の条件を付すこととする。なお、紙入札参加承諾願が提出されるまでに物品・サービス電子入札システムにより受信した競争参加資格確認申請書等がある場合には、それらは有効なものとする。

- (1) 入札参加申込書を財務室契約担当が指定した日時に指定した場所へ持参すること。
- (2) 入札書及び内訳書等を財務室契約担当が指定した日時に指定した場所へ持参すること。
- (3) 入札担当職員が入札参加者に代わって提出された入札書に記載された入札金額を物品・サービス電子入札システムに入力すること。
- (4) 入札書等への記名押印に際しては、本市に使用印鑑として登録している印鑑を使用すること。
- (5) 紙入札を行った者は、開札場所において、開札に立ち会わなければならない。
- (6) 紙入札を行った者が開札に立ち会っていない場合において再度入札を執行することとなったときには、再度入札を辞退したものとする。

(入札書の書換え、引換え)

第19条 物品・サービス電子入札システムにより一旦提出された入札書の書換え、引換えは認めないものとする。また、紙入札により物品・サービス電子入札案件に参加した場合も同様とする。

(入札の辞退)

第20条 入札参加者は、入札書受付締切日時前で、かつ入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができる(オープンカウンター方式による見積合せを除く)。

- 2 入札書提出締切日時までに物品・サービス電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなす。

(開札)

第21条 開札日時の経過後、遅滞なく、開札の手続を開始するものとする。

- 2 紙入札を行った者がいる場合は、入札執行者の入札執行の宣言後、当該紙入札をおこなった者の入札書の記載金額及びくじ番号を物品・サービス電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。なお、くじ番号を記載していない場合は、くじ番号を「111」とする。

(落札決定の保留)

第 22 条 開札後に落札決定を保留したときは、物品・サービス電子入札システムによる全ての入札参加者に対して保留通知書により通知するものとする。

(くじ引きによる落札者等の決定)

第 23 条 開札後の入札参加資格等の審査の結果、落札となるべき同価の入札をした有効な者が 2 者以上あるときは、電子くじによって落札者等を決定するものとし、入札参加者は電子くじによる落札者等の決定方法に同意の上、入札しているものとし、電子くじの結果に異議を申し立てることはできないものとする。

2 電子くじによって落札者等を決定する際に入力する番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。

(落札決定)

第 24 条 落札者を決定したときは、物品・サービス電子入札システムによる全ての入札参加者に対して落札(決定)通知書(見積合せの場合は見積結果通知書)により通知するものとする。

(開札結果の公表)

第 25 条 開札後、入札情報サービスにおいて、案件ごとの開札結果を公表する。

(入札参加者及び入札に参加しようとする者の責任)

第 26 条 物品・サービス電子入札において、入札書等は送信データが物品・サービス電子入札システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は物品・サービス電子入札システム利用者の場合、競争参加資格確認申請書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

なお、提出後「受信確認通知」又は「送信完了画面」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも「送信確認通知」又は「送信完了画面」が表示されないときは、財務室契約担当に連絡するものとする。

(ヘルプデスク)

第 27 条 物品・サービス電子入札のシステムに関する問い合わせは、システム開発及び保守業務の受託者において受付・回答を行うものとする。ただし、案件、ユーザー ID、初期パスワード及びアカウントロックに関する問い合わせは、財務室契約担当を窓口として受け付けるものとする。

(運用時間)

第 29 条 物品・サービス電子入札システム、入札情報サービス及びヘルプデスクの運用時間は次のとおりとする。

サービス	運用時間
物品・サービス電子入札システム	8 : 30 ~ 20 : 00 ※
入札情報サービス	24 時間
ヘルプデスク	8 : 30 ~ 17 : 30 (12 : 00 ~ 13 : 00 を除く) ※

※市の休日を除く

(補足)

第 30 条 この運用基準に定めるもののほか、物品・サービス電子入札及びこれに関連する一連の手続

に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、令和7年3月11日より施行する。なお、システムの本運用は令和7年4月1日とする。